

大家さん・不動産店・福祉団体・民間事業者の方へ

高齢者、障がい者、低所得者世帯、
子育て世帯等の方の
住まい探しを応援します!!

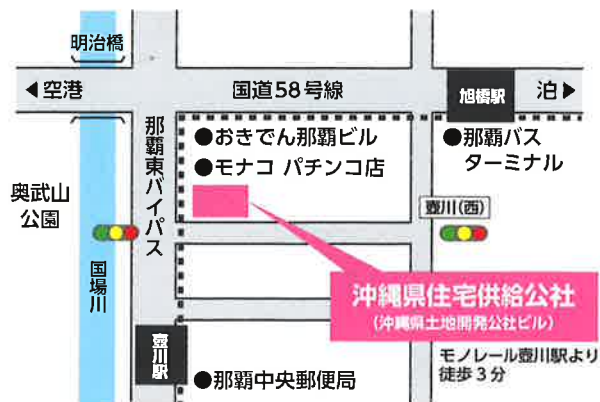


沖縄県居住支援協議会

皆様が安心して賃貸住宅へ入居ができるようサポートします。

沖縄県居住支援協議会は住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進、支援措置、住宅情報の提供などを行います。

事務局：沖縄県住宅供給公社
所在：〒900-0029
沖縄県那覇市旭町 114 番地 7
電話番号：098-917-2461
FAX番号：098-917-2447
検索方法：
受付時間：9:00～17:00
休業日：土日、祝日、年末年始



高齢者、障がい者、低所得者世帯、
子育て世帯等の方(以下「住宅確保要配慮者」といいます)の
住まい探しを応援します!!

沖縄県 あんしん賃貸支援事業

高齢を理由に
入居を断られるのでは…

車椅子で入居できる?
相談できる不動産店は…

保証人が
見つからない…

借りたい方



賃貸住宅のさまざまなお悩みを解消して
「貸したい」と
「借りたい」をつなぎます

入居者に突然
事故が起きたら…

もし家賃が
支払われなくなったら…

空室情報を
提供したいときは?

貸したい方

- 大家さん
- 不動産業者

概要

住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとして登録された民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）に関する情報提供や様々な居住支援を行うことにより、高齢者等の入居をサポートする事業です。

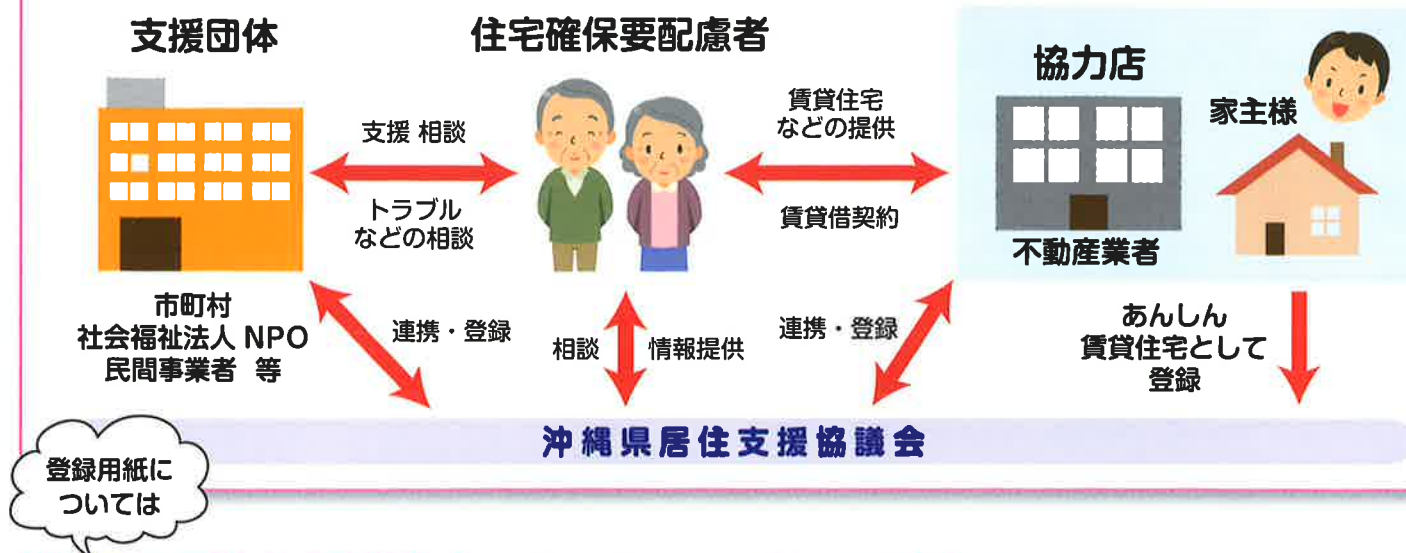
対象

高齢者、障がい者、低所得者世帯、子育て世帯等の方で、入居にかかる費用および家賃を適正に支払うことができ、自立した日常生活を送ることが可能な方（居住支援を受ける事によって自立する事が可能となる方も含みます）

沖縄県あんしん賃貸支援事業とは…

「借りたいけど借りられない…」

住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居をサポートする事業が【沖縄県あんしん賃貸支援事業】です。



沖縄県居住支援協議会のホームページへアクセス (<http://kyojyushien.ojkk.or.jp/>)

大家さん・不動産店の方へ

沖縄県あんしん賃貸住宅・協力店の登録をしませんか？

「あんしん賃貸住宅」とは

住宅確保要配慮者の入居を受け入れる*こととして登録された賃貸住宅です。

*入居対象の属性であることを理由に入居を断らない

「あんしん賃貸住宅協力店」とは

あんしん賃貸支援の趣旨に賛同し、あんしん賃貸住宅の登録・仲介等を通じて、住宅確保要配慮者の入居をサポートする仲介事業として登録された不動産店です。

「あんしん賃貸住宅協力店」「あんしん賃貸住宅」登録方法

登録申請

協議会に登録申請を行う

- 不動産店登録の場合、所属する不動産団体を経由して
- 住宅登録の場合は家主又は家主の了解を得た不動産店が申請

登録

協議会事務局（沖縄県住宅供給公社）が申請内容を審査し、登録をする。

公開

- 協議会ホームページ
- 県住宅課
- 相談員による相談対応時の登録リストの利用、広報活動での利用

協力店に登録するメリット

- 地域社会に大きく貢献できます！
- 支援団体のサポートを受けることができ、顧客の幅が広がります！
- 県の事業に参加することからお店の信頼性が高まります！

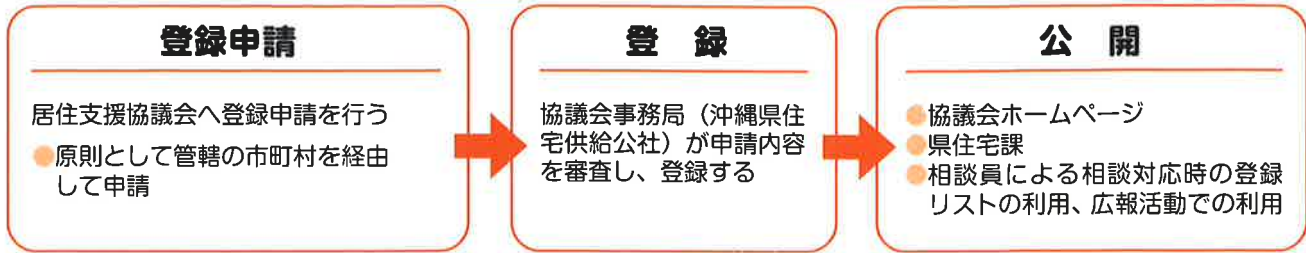
大家さんのメリット

- 沖縄県居住支援協議会ホームページを通して安心して賃貸住宅情報の提供を行えます。
- 空き住戸と住宅確保要配慮者とのマッチングを図ることができ、空き住戸の解消に繋がります。
- 支援を必要とする住宅確保要配慮者に対して支援団体によるサポートがあるので安心して賃貸できます。

沖縄県「あんしん賃貸支援団体」へ登録しませんか？

「あんしん賃貸支援団体」とは… あんしん賃貸支援の趣旨に賛同し、住宅確保要配慮者およびあんしん賃貸住宅の賃貸人に対し、居住支援を行う団体です。

「あんしん賃貸支援団体」登録方法



「あんしん賃貸支援団体」に登録するメリット

- 地域社会に大きく貢献できます！！
- 居住支援協議会と連携した「支援対象者の住宅探し」が可能となります！！
- 不動産会社と連携を図り、住宅情報を収集することが可能となります！！

大家さん・不動産店の方へ



Q 保証人がみつからないので、アパートを貸すことができない…もし家賃が支払われなくなったら…？

A 賃貸住宅への入居を支援する制度があります。
(一財) 高齢者住宅財団による家賃債務保証制度

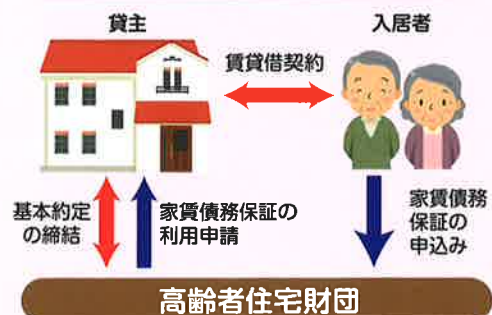


家賃の滞納に対する貸主の不安感を解消するために、高齢者等の家賃債務を保証する制度です。連帯保証人の有無に関わらず、制度を利用することができます。

- 対象者** 高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人世帯等
- 保証の対象** 未払い家賃に加え、現状回復費用及び訴訟に対する費用
- 保証料** 2年間の保証の場合、月額家賃の35%を契約時にお支払いいただきます。
(原則入居者負担)

- 「制度普及協力費として」、保証契約成立1件につき2,000円を貸主または管理者へ高齢者住宅財団よりお支払いします。
- 申請、利用方法につきましては、下記窓口へご確認ください。

家賃債務保証制度の利用手続きの流れ



一般財団法人 **高齢者住宅財団** **0120-602-708** <http://www.koujuuzai.or.jp/>

住まいに関する普及・啓発活動

【協議会連携事業】 住まいの総合相談窓口（沖縄県住宅供給公社、受託業務）

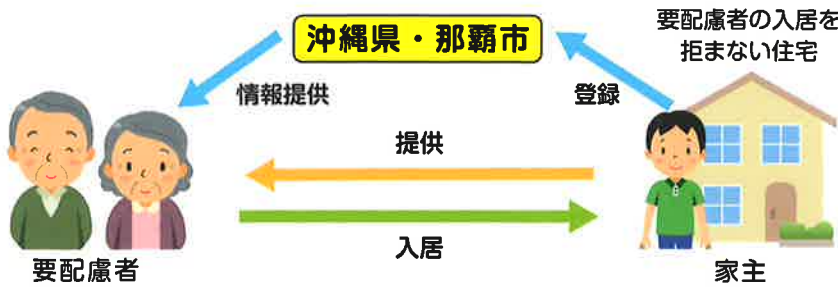
各種専門機関の協力による相談・情報ネットワークで住宅に関する県民の皆様の疑問、不安にお答えし、定期的に専門相談会なども開催しております。 ※窓口、電話、メール等にて無料で相談いただけます。

電話：098-917-2433 E-mail：sumaino@ojkk.or.jp

高齢者、障がい者、低所得者等のために「新たなセーフティネット制度」による セーフティネット住宅に登録しませんか？

民間の空き家・空き室を有効活用して、住宅確保要配慮者（要配慮者）の入居を拒まない住宅として登録していただき、要配慮者の方々へ提供していただく制度です。

セーフティネット住宅登録制度のイメージ



登録すると、経済的支援を受けられる場合があります

- ・改修費補助
 - ・改修費融資（沖縄振興開発金融公庫）
- ※支援等の実施状況は、各自治体により異なります。詳細は下記の担当窓口にお問い合わせください。

メリット① 登録住宅の情報を広く発信できます

登録基準を満たした住宅は、セーフティネット住宅として情報提供システムに登録することができ、物件情報はインターネットを通じて、広く発信することができます。

登録に関するお問い合わせは下記担当窓口まで。

●登録基準

- ・床面積が 25 ㎡以上であること（共同住居型住宅は別途基準あり）
- ・耐震性を有すること
- ・台所、便所、浴室、収納設備等があること
- ・家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと など

補足

- ※「高齢者・子育て世帯のみ」など、入居対象とする方の範囲を選択することが可能
- ※入居対象の属性であることを理由に断ることはできない。（それ以外の理由により入居を断ることは可能）



「セーフティネット住宅情報提供システム」
<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

メリット② 住宅確保要配慮者 専用賃貸住宅改修事業

登録された住宅（登録住宅）には、一定の要件のもと、改修費等への経済的支援（補助）が受けられる場合があります。

●補助の要件

入居対象者

- ・低額所得者（月収 15.8 万円以下）
- ・被災者（発災から 3 年以内）
- ・高齢者
- ・障がい者
- ・子どもを養育している者 等

●対象工事

- ・バリアフリー改修工事
- ・耐震改修工事
- ・用途変更工事
- ・居住支援協議会が必要と認める工事 等

（例）障がい者等にとって必要な設備工事、入居者の安全性を向上する工事など

●補助率・補助限度額

下記の担当窓口にお問い合わせ下さい。



問い合わせ

登録する住宅の所在地	担当窓口	電話番号
那覇市以外の県内市町村	沖縄県 土木建築部 住宅課 企画班	098-866-2418
那覇市	那覇市 まちなみ共創部 まちなみ整備課	098-951-3251

沖縄県居住支援協議会

事務局：沖縄県住宅供給公社

●沖縄県居住支援協議会とは…？

沖縄県居住支援協議会は、低所得者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進する組織です。

●構成団体

本協議会は、不動産関係団体、居住支援団体及び沖縄県をはじめとする地方公共団体（平成30年度現在5市）の住宅部局及び福祉部局により構成しております。

不動産関係団体

(公社) 沖縄県宅地建物取引業協会
(公社) 全日本不動産協会沖縄県本部
(公財) 日本賃貸住宅管理協会沖縄県支部

居住支援団体

沖縄県社会福祉協議会
沖縄県地域包括・在宅介護支援センター協議会
沖縄県住宅供給公社(事務局)

地方公共団体

沖縄県 那覇市、沖縄市、うるま市、浦添市、宜野湾市

●設立

平成 25 年 3 月 27 日

●事業内容

住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への円滑な入居の促進
および居住の安定化を図るための以下の取組みを進めます。

- ①居住支援協議会の活動等の周知
- ②あんしん賃貸支援事業の実施
- ③高齢者向け住宅等の情報提供
- ④住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業の情報提供
- ⑤高齢者住宅財団「家賃債務保証制度」の周知 など

